

| No. | 箇所 | お寄せ頂いた意見 | ご意見に対する考え方 | 備考 |
|-----|------|---|--|-----------|
| 1 | 1章1節 | 【該当箇所】2ページ上から14行目「海岸保全施設が未整備の状態となっている」 【意見内容】「海岸保全対策が未整備の状態となっている」にする。 | 防護については、個別事業の実情に応じ、ハード・ソフトが一体となった対策の実施が重要であり、このことについては、第1章、第2章、第3章、第4章で記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・ハード整備と一体となったソフト対策を一層推進することが必要である。」と補足しました。 | |
| 2 | 1章2節 | 該当箇所：「第1章 1-2 わが国の海岸の現状と課題」(P5、20行目) 意見内容： 国際的な対応を含めた海洋汚染についての具体的な取組方針を示していただきたい。 | ご意見の趣旨については、第1章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・防災分野や環境分野における日本の国際社会での取組の拡充を図る必要がある。」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 3 | 1章2節 | 自然環境保全、生物多様性保全の観点での海岸の実態と課題についての記述が不十分である。環境省や都道府県、民間の調査データ等を集め、海岸の自然環境、生物多様性に関する現状について具体的に記述し、今後の施策を検討するためにも、保全上の問題点を正しく認識する必要がある。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 4 | 1章2節 | 1. 震災・津波対策に於いては、ハード面より、むしろソフト面に於いて地域と海岸利用者との連携と言ったソフト面を築き上げる必要がある。 | 防護については、個別事業の実情に応じ、ハード・ソフトが一体となった対策の実施が重要であり、このことについては、第1章、第2章、第3章、第4章で記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・ハード整備と一体となったソフト対策を一層推進することが必要である。」と補足しました。 | |
| 5 | 1章2節 | 2. 大型化する台風や高潮、高波の被害については海域の沿岸砂州の把握も重要と考えます。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。 | |
| 6 | 1章2節 | 3. 貴重な砂浜や砂丘など海浜環境の保全指標としての植生連続性の維持と生物の移動域の確保。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 7 | 1章2節 | 4. 緩傾斜堤に於いては親水性は認められるが、砂浜など既に海浜環境として整っている浜辺には導入しない。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 8 | 1章2節 | 5. 海岸の管理には情報の公開を基本に、海岸に於ける知識・認識を正しく一般利用者にも把握出来るように努める必要があります。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・それらに関する基礎情報の収集・分析や周知が不可欠である。」と補足しました。 | |
| 9 | 1章2節 | 6. 環境と利用の共存方法には、相容れない状況も認められる。その場合は特殊性に応じた時間帯・領域で分け隔てる必要がある。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 10 | 2章 | 以下の文章を変更 「土砂管理に関する取り組みを推進する。」 →「土砂管理に関する取り組みを実施する。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。 | 同旨 他1件 |

| No. | 箇所 | お寄せ頂いた意見 | ご意見に対する考え方 | 備考 |
|-----|----|---|--|-----------|
| 11 | 2章 | 以下の内容を追加 「行政と地域住民、NPO等との直接対話」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海洋管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。 | 同旨 他2件 |
| 12 | 2章 | 以下の内容を追加 「抜本的な事業の再評価と見直し」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 13 | 2章 | 以下の文章を変更 「協働してあたる体制の整備を推進する。」 →「協働してあたる体制の整備を実施する。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 14 | 2章 | 次の内容を追加していただきたい。 「人間が手を加えた自然を元に戻すことは難しい。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | 同旨 他2件 |
| 15 | 2章 | 意見内容：貴重な生物の生息・生育空間、「水産上重要な多くの魚類・甲殻類等の産卵場、稚仔魚の揺籃場であり、」名勝や・・・ 「」内を追加する。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 16 | 2章 | 「中長期的な展望に立った海岸保全検討会の中間とりまとめ(案)」は、海岸保全の基本理念として、第一に防災・減災をあげ、「海岸保全施設の整備」を謳い、第二に環境・利用との調和を謳っている。ソフト面も取り入れた減災という概念は評価されるが、具体的には「海岸堤防や護岸の整備、水門や陸間の自動化等」のハード施設で海岸を守るというこれまでの海岸保全施策における景観・自然・環境破壊から抜け出していない理念であると思う。中長期的な展望と謳うにはあまりに過去の反省がない。第一の防災と第二の環境の理念は、このままでは矛盾した理念となっている。両者を別々に考えず、統合した理念を作るべきである。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 17 | 2章 | また、「山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理」を推進することを謳っているのは一歩前進であると評価できるが、流砂系を阻害している河川の人工化、ダム・砂防ダム、河口堰、港湾施設など人為的な原因をどのように変えようとしているのか、まったく考慮されていないように見える。このような流砂系を阻害してきた人工構造物を改良し、撤去しないで、どのようにして「総合的な土砂管理」ができるだろうか？具体策として書かれているのは、突堤、離岸堤、ヘッドランド等の構造物による沿岸漂砂の制御、養浜、サンドバイパス、サンドリサイクル等の養浜工など、対症療法だけであり、海からの対処法のみである。どこに「山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理」があるのだろうか？ | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。 | |
| 18 | 2章 | * 意見内容：L23「環境への影響を極力回避した海岸づくりを進めるとともに、」の直後に、「可能な限り既存の自然資源の保全につとめる。」という文言を入れてください。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 19 | 2章 | 【該当箇所】 8ページ上から7行目「維持・管理や改良を緊急かつ計画的に」 【意見内容】「維持・管理や改良・撤去を緊急かつ計画的に」にする。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | |

| No. | 箇所 | お寄せ頂いた意見 | ご意見に対する考え方 | 備考 |
|-----|--------|--|--|-------------------|
| 20 | 3章1節1号 | <p>該当箇所：「第3章（1）津波からの防護による生命・財産の安全性の確保、被災の軽減」の【背景・課題】</p> <p>意見内容： 以下文章を追加 「現在の海岸保全施設は、必ずしも海岸保全施設周辺の利用者について考慮された施設となっていない。」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |
| 21 | 3章1節1号 | <p>該当箇所：「第3章（1）津波からの防護による生命・財産の安全性の確保、被災の軽減」の【取り組むべき施策】</p> <p>意見内容： 以下の語句を加筆 「～予想される津波、背後地域の利用状況も～」→ 「～予想される津波、背後地域の利用、施設全面的利用状況も～」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |
| 22 | 3章1節2号 | <p>該当箇所：「第3章（2）高潮からの防護による生命・財産の安全性の確保、被災の軽減」の【背景・課題】</p> <p>意見内容： 以下文章を追加 「現在の海岸保全施設は、必ずしも海岸保全施設周辺の利用者について考慮された施設となっていない。」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |
| 23 | 3章1節2号 | <p>該当箇所：「第3章（2）高潮からの防護による生命・財産の安全性の確保、被災の軽減」の【取り組むべき施策】</p> <p>意見内容： 以下の語句を加筆 「～高潮、背後地域の利用状況も～」→ 「～高潮、背後地域の利用、施設全面的利用状況も～」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |
| 24 | 3章1節3号 | <p>該当箇所：「第3章（3）大規模地震への耐久性の保持による生命・財産の安全性の確保」の【背景・課題】</p> <p>意見内容： 以下文章を追加 「現在の海岸保全施設は、必ずしも海岸保全施設周辺の利用者について考慮された施設となっていない。」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |
| 25 | 3章1節3号 | <p>該当箇所：「第3章（3）大規模地震への耐久性の保持による生命・財産の安全性の確保」の【取り組むべき施策】</p> <p>意見内容： 以下の語句を加筆 「～地震、背後地域の利用状況も～」→ 「～地震、背後地域の利用、施設全面的利用状況も～」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |
| 26 | 3章1節4号 | <p>該当箇所：「第3章（4）海岸保全施設の老朽化対策の推進」の【取り組むべき施策】</p> <p>意見内容： 以下の語句を加筆 「～海岸の持つ特性や、背後地域の利用状況も～」→ 「～海岸の持つ特性や、背後地域の利用、施設全面的利用状況も～」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |
| 27 | 3章1節4号 | <p>該当箇所：「第3章（4）海岸保全施設の老朽化対策の推進」の【背景・課題】</p> <p>意見内容：以下文章を追加 「現在の海岸保全施設は、必ずしも海岸保全施設周辺の利用者について考慮された施設となっていない。」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。</p> | |
| 28 | 3章1節4号 | <p>該当箇所：「第3章（4）海岸保全施設の老朽化対策の推進」の【取り組むべき施策】</p> <p>意見内容： 必要なものと必要でないものを検証し、必要でないものについては撤去していただきたい。</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |
| 29 | 3章1節5号 | <p>該当箇所：「第3章（5）侵食に対する防護による国土の保全」の【取り組むべき施策】</p> <p>意見内容： 以下文章を変更 「～の連携による総合的な施策を推進する。」→ 「～の連携による総合的な施策を実施する。」</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。</p> | <p>同旨 他2件</p> |
| 30 | 3章1節5号 | <p>該当箇所：「第3章（5）侵食に対する防護による国土の保全」の【取り組むべき施策】</p> <p>意見内容： 海岸保全施設として「砂浜」を捉える</p> | <p>ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。</p> | <p>同旨 他1件</p> |

| No. | 箇所 | お寄せ頂いた意見 | ご意見に対する考え方 | 備考 |
|-----|--------|--|--|-----------|
| 31 | 3章1節5号 | 該当箇所：「第3章（5）侵食に対する防護による国土の保全」の【取り組むべき施策】 意見内容：侵食に対する施策として海域でいきなり施工するのではなく、 試行 ⇒ 評価 ⇒ 施工実施または撤去、という手順を踏んでいただきたい。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 32 | 3章1節5号 | 該当箇所：「第3章（5）侵食に対する防護による国土の保全」の【取り組むべき施策】 意見内容：業績指標を汀線の防護ではなく、後浜と前浜を含めた防護という観点に変更していただきたい。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。 | |
| 33 | 3章1節5号 | 【該当箇所】12ページ上から12行目「養浜工を引き続き進めることが必要である」 【意見内容】「養浜工を引き続き進めるとともに、海浜環境に悪弊をもたらすと考えられる不要な構造物の撤去も検討していくことが必要である」にする。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | |
| 34 | 3章1節6号 | 該当箇所：「第3章（6）「豊かで美しい環境の保全と回復」の【取り組むべき施策】 意見内容：「豊かで美しい環境の保全と回復」に海岸の水質改善への取り組みを加えていただきたい。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 35 | 3章1節6号 | 該当箇所：「第3章（6）「豊かで美しい環境の保全と回復」の【取り組むべき施策】 意見内容：「豊かで美しい環境の保全と回復」の実現手法として自然再生推進事業に取り組んでいただきたい。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | 同旨 他2件 |
| 36 | 3章1節6号 | 【背景・課題】 「わが国の海岸は、貴重な生物の生息・生育空間、名称や優れた景観を構成する空間、さらには地域の伝統、文化、風土を育んできた貴重な空間であるにもかかわらず、海岸の汚損、無秩序な防波堤の築造、無秩序な行為等により、美しく豊かな海岸環境が損なわれている事例が見受けられる。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | |
| 37 | 3章1節6号 | 貴重な生物の生息・生育空間、「水産上重要な多くの魚類・甲殻類等の産卵場、稚仔魚の揺籃場であり、」名勝や・・・ 「」内を追加する。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 38 | 3章1節6号 | 【取り組むべき施策】 「とりわけ砂浜や海岸林等による名勝や優れた景観や、貴重な生物の生息・生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸においては、関係する事業との連携も視野に入れつつ、砂浜の保全・回復に資する取組みを図る必要がある。その際、工作物を設置する場合は、環境に配慮しつつ景観を損なわない工法にする必要がある。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 39 | 3章1節6号 | 【取り組むべき施策】のなかで、「無秩序な利用行為の適正な管理を行う（あるいは努める）」という文言を入れてください。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第3章において「また、景観や利便性を著しく損う施設の汚損、放置艇等無秩序な行為を規制・排除するため・・・」と補足しました。 | |

| No. | 箇所 | お寄せ頂いた意見 | ご意見に対する考え方 | 備考 |
|-----|--------|---|--|-----------|
| 40 | 3章1節6号 | 【取り組むべき施策】のなかで、「身近な自然環境として砂浜や海岸砂丘、そこに自生する海岸植物の保全・回復を図る」という文言を入れてください。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 41 | 3章1節6号 | 【背景・課題】自然環境保全、生物多様性保全の観点での海岸の実態と課題についての記述が不十分である。環境省や都道府県、民間の調査データ等を集め、海岸の自然環境、生物多様性に関する現状について具体的に記述し、今後の施策を検討するためにも、保全上の問題点を正しく認識する必要がある。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 42 | 3章1節6号 | 【取り組むべき施策】「生物多様性保全」の文言を明記し、課題ごとに対応した具体的、実効性のある施策を書き込む必要がある。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 43 | 3章1節7号 | 該当箇所：「第3章（7）海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出」の【取り組むべき施策】意見内容：海岸管理の充実として、ライフセーバーの設置や警察・消防・海上保安庁との連携などに取り組んでいただきたい。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 44 | 3章1節7号 | 該当箇所：「第3章（7）海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出」の【取り組むべき施策】意見内容：海辺へのアクセスのための海岸保全施設の整備を、海岸環境にできるだけ影響を与えない方法で行なっていただきたい。「投資効果算出時に将来への環境負荷をマイナス分として加える」「投資効果の低い地域の保全施設計画は、場合により白紙撤回する。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 45 | 3章1節7号 | 該当箇所：「第3章（7）海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出」の【背景・課題】意見内容：以下文章を追加「現在の海岸保全施設は、必ずしも海岸保全施設周辺の利用者について考慮された施設となっていない。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。 | |
| 46 | 3章1節7号 | 該当箇所：「第3章（7）海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出」の【取り組むべき施策】意見内容：以下の文章を追加「陸上部分のみならず、海面利用者についても十分に考慮した海岸保全施設を整備する。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。 | |
| 47 | 4章1節 | 以下の内容を追加「地域住民と対話を行い、最適な整備と投資を行う。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。 | 同旨 他2件 |
| 48 | 4章1節 | 既存の海岸保全施設の評価・更新にあたっては、自然環境保全、生物多様性保全の観点からも見直す必要がある。周辺地域の社会状況等の変化により、防護面等において必要性が希薄になっている施設については撤去し、自然の海岸に回復・復元することを検討し、生物多様性保全を進める必要がある。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |

| No. | 箇所 | お寄せ頂いた意見 | ご意見に対する考え方 | 備考 |
|-----|------|--|---|-----------|
| 49 | 4章1節 | 以下の内容を追加 「投資効果の低い地域の保全施設計画は、場合により白紙撤回する。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | |
| 50 | 4章1節 | 【該当箇所】 14ページ上から20行目 「適切な評価・更新を行なうことが」 【意見内容】 「適切な評価・更新・撤去を行なうことが」にする。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | |
| 51 | 4章1節 | 【該当箇所】 14ページ上から23行目 「機能の更新といった維持・更新型投資」 【意見内容】 「機能の更新や構造物撤去といった維持・更新型投資」にする。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | |
| 52 | 4章2節 | 次の文を加筆することを提案します。 「今後の公有水面の埋め立てのあり方について、法令等の見直しを含め検討を行う必要がある。」 | いただいた意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 | |
| 53 | 4章2節 | 10行冒頭を例えば、以下のように修文 一方、環境・利用の観点からは「生物の生息・生育環境と調和した海岸づくりを推進するため、生物に配慮した施設整備を行い、さらに海陸の接点にあたる・・・」 下1～2行を削除。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」 「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 54 | 4章2節 | 次世紀を見据えたビジョンの中に、「自然をありのまま」を優先し環境と防護と利用の調和を考えていただきたいと考えます。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」 「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 55 | 4章2節 | 【該当箇所】 15ページ下から4行目 「これに基づき海岸保全施設の整備による」 【意見内容】 「これに基づき、短期的には海岸保全施設の整備、長期的には防災効果が高い自然の砂浜復元のための不要構造物撤去などによる」にする。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | |
| 56 | 4章3節 | 以下の内容を変更 「このため、必要に応じて計画や～」 →「このため、必ず計画や～」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 57 | 4章3節 | 以下の内容を追加 「行政から地域住民、NPO等への情報提供をわかりやすい方法で行う。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・それらに関する基礎情報の収集・分析や周知が不可欠である。」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 58 | 4章3節 | 以下の内容を追加 「行政は、地域住民、NPO等と対話をする必要がある。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・それらに関する基礎情報の収集・分析や周知が不可欠である。」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 59 | 4章3節 | 【該当箇所】 17ページ上から15行目 「その活動の基盤づくりのための取組みを充実するための方策を」 【意見内容】 「その活動の基盤づくりのための取組みを充実するための方策や、活動の場となる海浜の回復を図る方策を」にする。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。 | |
| 60 | 4章5節 | 以下の内容を追加 「行政は、様々な利用者による自然情報を積極的に収集することで事業に反映させる必要がある。」 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。 | 同旨 他1件 |
| 61 | 4章5節 | 【該当箇所】 18ページ下から14行目 「新たな工法の検討、さらには事業評価手法の拡充等」 【意見内容】 「新たな工法の検討、不要な海岸構造物の撤去方法の検討、さらには事業評価手法の拡充等」にする。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「・・・客観的指標による事業の適正な評価・見直しを引き続き行うとともに、・・・」と補足しました。 | |

| No. | 箇所 | お寄せ頂いた意見 | ご意見に対する考え方 | 備考 |
|-----|-----|--|--|----|
| 62 | 4 章 | 意見内容：取り組みの中で、新たに「沿岸ごとに作成された海岸保全基本計画の推進状況の評価を定期的に行い、計画の推進を図るとともに、推進に当たった課題を把握し、課題の解消あるいは計画の変更をおこなう。」ことを検討していただきたい。 | ご意見の趣旨については、第1章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「また、こうした観点を含め、海岸保全基本計画を適切に評価し、その結果をフィードバックさせる取組を進めることが必要である。」と補足しました。 | |
| 63 | その他 | 野鳥や海亀の保護看板をよく見かけますが、コンクリートで固められた浜に営巣できる鳥がいますか？テトラポッドを乗り越えて産卵に来る海亀がいますか？動物や自然はどんなにひどいことをされても何も言えません。何もいえないものがあるままでは権利をもっと尊重して下さい。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 64 | その他 | ・産業副産物が大量に発生している現在、これを賢く利用する必要があります。当然、安全性、耐久性、経済性、性能を十分吟味して利用すべきですが、構造物が要求する機能を照査し、適切な性能を持つリサイクル材料を採用して頂きたいと思えます。 | ご意見の趣旨については、第1章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「また、循環型社会の構築への貢献の観点から、再生資源の有効活用に一層努める必要がある。」と補足しました。 | |
| 65 | その他 | なお、海岸保全の「保全」という言葉は、土木工学などで使用される言葉であり、人工的な施設を使って海岸線を守るという意味合いで使われている。一方、生態学や環境学関係では、「保全」という言葉は、人為的な工作を排し、自然のままに守ることを言う。二つの使い方はまったく逆の使い方であり、安易に海岸「保全」という言葉を使うことは、混乱をもたらす。これまで「海岸保全」という言葉が行政で一般に使われてきたのは、環境や生物多様性をこれまでまったく考慮しないで海岸を考えてきた現れでもあった。できれば今後は別の混乱しない言葉を使うことを希望する。 | いただいた意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 | |
| 66 | その他 | 全体について (意見) 海岸保全の方針策定、取り組みのあらゆる場面における市民参加を保障し、市民参加のしくみを具体的に記述すべきである。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において、「・・・海岸管理者、地方公共団体と地域住民、NPO、さらには海岸利用者や海岸利用の安全に係る従事者等が継続的な対話を通じて連携し、・・・」と補足しました。 | |
| 67 | その他 | 該当箇所：全体 意見内容： 「中長期」とはどれくらいのタイムスパンを想定しているのか、またどのように位置づけているかを示していただきたいと考えます。 | 「はじめに」において、「・・・平成18年12月以降検討を行い、中長期的な将来を見据えるとともに、具体的な施策目標については概ね5年後を見通しつつ、新しい時代に対応するための海岸保全の中期的な方針を取りまとめた。」と補足しました。 | |
| 68 | その他 | 原則として、自然海岸をできる限り残し、また再生する。 砂浜と岩礁が繰り返される自然海岸は日本の海辺の景観の原点である。コンクリートで固めない自然海岸をできるだけ多く残そう。また、砂浜には、「浜の松原」や塩生植物などの植生を復活させて、日本古来の景観を復元する。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |
| 69 | その他 | 近年の海岸砂浜の消滅や浸食の拡大に対応するには、山地から農地、河川、都市、海岸までの一貫した自然流砂系の確保が欠かせない。そのためには縦割り行政を排した総合的な対策として、森林伐採、農業用水の人工化、河川のコンクリート人工化、ダム・砂防ダム・河口堰の建設、海岸道路の建設、港湾防波堤の建設、河川や海での土砂採取、海岸堤防の建設などによる流砂系の阻害要因をなくし、これらの改良や撤去などについて真剣に検討し、関係するすべての行政部門で、日本の海岸を守る取り組みが必要である。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第4章において「さらに、とりわけ砂の動的特性の把握が課題となる砂浜の保全・回復等の事業の実施にあたっては、試行・評価・実施の弾力的な運用により、事業の効果的な実施が図られるよう努める必要がある。」と補足しました。 | |
| 70 | その他 | 防災については、人工物による完全防災の発想をやめ、陸上の利用形態の見直しも含め、総合的な減災対策をとるべきである。また、場所による特殊性を考慮し、それぞれの海岸で総合的な海岸防災対策を立てる必要がある。陸上の利用形態の見直しには、たとえば、越波による道路の冠水などの災害には、道路を撤去したり、路線を変更するなどの対策も選択肢に入れることにより、自然海岸を守る可能性が出てくる。これまでの海岸施設一辺倒の防災対策では、日本の自然海岸は無くなってしまい、海の生物多様性も壊滅するだろう。 | ご意見の趣旨については、第1章、第2章、第3章、第4章で既に記載しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、第1章において「・・・海洋生物や海辺の植生にとって良好で豊かな生息・生育空間となっている。」「このため、海岸保全施設の整備にあたっては、海岸ごとの特性に応じて砂浜や緩傾斜堤防を採用するなど、・・・」、第2章において「また、海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間であり、・・・」、第3章において「わが国の海岸は、貴重な動植物や水産資源にとって重要な生息・生育空間、・・・」、第4章において「・・・自然環境の回復・再生など環境保全に係る他の様々な活動との連携・調和に配慮することが必要である。」と補足しました。 | |